

◆背景（第1章）

(1) バリアフリー法の改正

- 平成30年の法改正で、理念規定を設け「**共生社会の実現**」「**社会的障壁の除去**」に留意すべき旨を明確化
- 令和2年の法改正で、「心のバリアフリー」などのソフト対策の取組強化として、公共交通事業者等によるソフト基準の遵守の義務づけや、**市町村による心のバリアフリーの推進**、バリアフリー対象施設への公立小中学校の追加などの施策を充実

(2) 札幌市バリアフリー基本構想

- バリアフリー法に基づき、自治体が、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区（重点整備地区）で、バリアフリー化を重点的・一体的に推進するために策定
- 平成21年の基本構想策定から、平成27年の前回改定に次ぐ、7年ぶり3度目の改定

- 基本構想で定める主な項目は、

①重点整備地区の区域

②生活関連施設

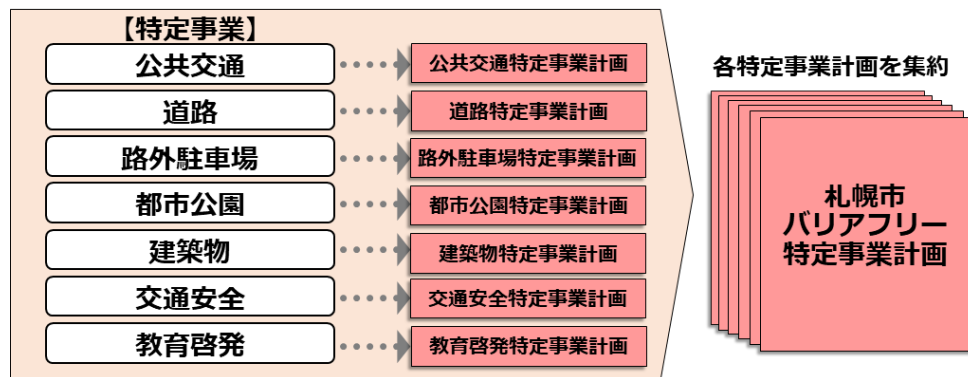
旅客施設・官公庁施設・福祉施設・病院・文化施設・商業施設・学校 など

③生活関連経路

- 駅から半径500m程度
- 高齢者・障がい者の利用頻度が高い施設は経路延長1km

④特定事業計画

- 各施設設置管理者が『特定事業計画』を作成
- 各事業計画を集約し一体的にバリアフリー化を推進



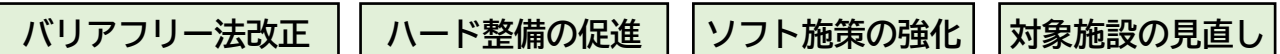
特定事業計画の作成イメージ

◆整備状況と基本構想の見直し（第2章）

(1) 主な施設の整備実績

施設	内容	R2実績値	R2整備率
JR駅	エレベーター	対象22駅のうち20駅	91%
地下鉄駅	エレベーター、ホームドア設置、トイレのバリアフリー	市内全46駅のうち46駅	100%
バス	ノンステップ車両の導入	964台のうち423台	44%
タクシー	UD車両の導入	720台が導入済み	—
道路	バリアフリー整備	対象263kmのうち220km	84%
信号機	高齢者感应化、音響付加等	対象676箇所のうち全箇所	100%
路外駐車場	障がい者等用駐車場の設置	500㎡以上の有料駐車場が対象	約9割
公園	園路、駐車場、トイレのバリアフリー	園路のバリアフリー化：2,725 公園のうち2,167公園	80%
市有建築物 (2,000㎡以上)	エレベーター、経路、トイレのバリアフリー	対象59施設のうちオストメイト対応型トイレの整備済み47施設	80%
民間建築物 の現状	<ul style="list-style-type: none"> 小規模店舗のバリアフリー化が進んでいない ユニバーサルツーリズムの促進に向けて宿泊施設のバリアフリー化が重要 		

(2) 基本構想見直しの必要性



バリアフリーを取り巻く国の動向や地域の状況の変化に対応し、ハード・ソフト両面からより効果的な取組を実施するため基本構想の見直しを実施

◆理念と基本方針（第3章）

理念：お互いに思いやり支えあう「行ける」が広がるまちづくり

- ②「心のバリアフリー」の推進
- ③ 共生社会の実現・協働
- ①バリアフリー化・ネットワーク形成

【重点整備地区の移動等円滑化の基本方針】

基本方針1：生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

基本方針2：心のバリアフリーの推進

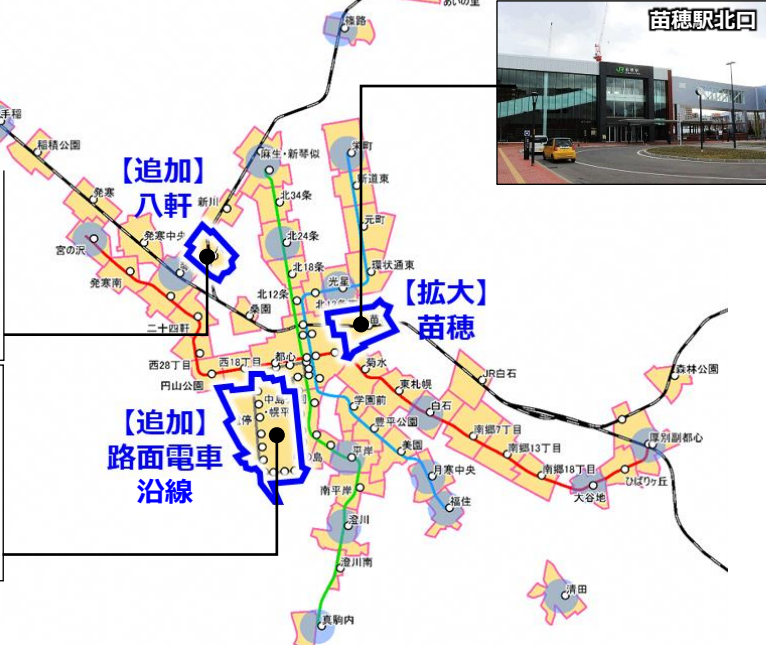
基本方針3：共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

障がいの有無や年齢・性別・国籍・民族・文化の違い等に
関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

◆基本構想見直しの主なポイントと整備の進め方（第2・4章）

◆重点整備地区

- ・現構想の53地区の地域の状況を反映し、新たに**2地区**を追加し**55地区が対象**
 - **【八軒地区】**…JR八軒駅利用者の増加等による追加
 - **【路面電車沿線地区】**…低床車両の導入や乗降場のバリアフリー化、立地適正化計画における集合型居住誘導区域の指定等による追加
 - 現構想53地区…**【苗穂地区】**で駅北側区域を拡大したことをはじめ、地域の状況を反映し生活関連経路等を追加更新



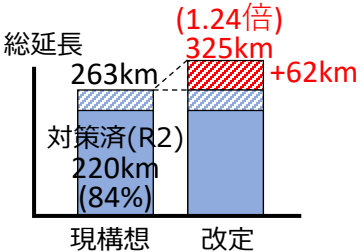
◆生活関連施設

- ・今回追加・拡大した施設
 - **区保育・子育て支援センター（ちあふる）**を追加（10施設）
 - **大規模な立体駐車場**を追加（新さっぽろI街区の駐車場など10施設）
 - **観光施設**を追加（サッポロビール園、時計台など14施設）
 - **公立小中学校等**を追加…法改正を反映した追加（76施設）
 - **スーパーマーケット**の対象範囲を拡大（現構想から24施設増）

・旅客施設等から半径500mまでを対象とし、高齢者・障がい者等の利用頻度が高い特別支援学校、医療施設、スーパーマーケット、官公署などは経路延長**1 km程度までに設定**

◆生活関連経路

- ・総延長は、約62kmを追加し**1.24倍の約325km**を指定
- ・冬期の除雪を考慮し、歩道の有効幅員が2 m以上の道路を設定
- ・バリアフリー整備が困難な狭幅員道路等の対応方法を新たに記載



◆更なるバリアフリー化の推進に向けて（第5章）

- ユニバーサル社会に向けた取組**
 - ・障がいの有無や年齢・性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらないユニバーサルデザインの考え方が必要
 - ・各施設・経路の整備を組み合わせた面的な生活空間の確保に向け連携・調整を図る
- 冬季オリパラ招致との連携**
 特定事業計画を検討する際は、**冬季オリパラ招致の動向を踏まえた対応が必要**
- スパイラルアップ**
 概ね5年ごとに事業の実施状況の調査や分析・評価を実施

主な施設の整備の進め方（一部抜粋）

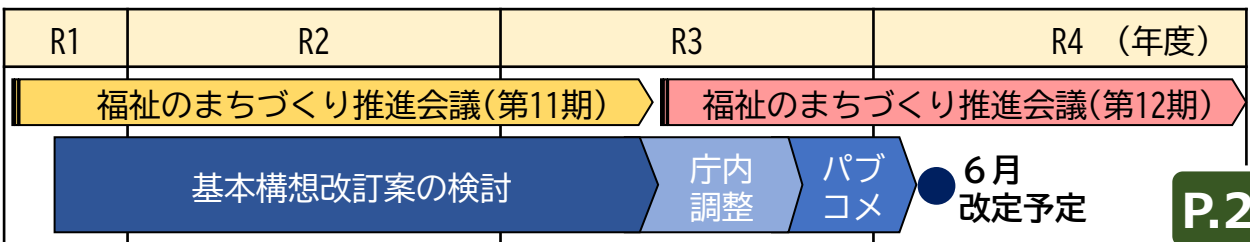
特定事業	主な内容	主な整備目標等	
公共交通 特定事業 旅客施設	地下鉄	バリアフリールート の更なる充実化	大谷地・新さっぽろなど
	JR駅	未対応駅の段差解消の検討	篠路駅などの3駅
	バスターミナル	トイレのバリアフリー化の検討	円山、北24条など
	JR・地下鉄	車両の老朽化等に合わせた計画的な更新により バリアフリー化車両を導入	南北線東西線でCUD認証※表示器更新など
公共交通 特定事業 車両	路面電車	低床車両の導入	U10タクシー
	バス・タクシー	補助金の活用などにより バリアフリー化車両を導入	
道路 特定事業	地域交流拠点や乗降客数が特に多い地区の主要な生活関連経路で整備を推進	バリアフリー化率:100% (令和12年度)	
交通安全 特定事業	主要な生活関連経路に設置されている信号機のバリアフリー化	対象の全ての信号機 (令和7年度)	
都市公園 特定事業	園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化	園路の適合率:82% (令和12年度)	
建築物 特定事業	対象学校の段差解消、多目的トイレ設置、エレベーター設置の検討	令和7年度末まで の重点的な整備	
教育啓発 特定事業 (ソフト施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業向け研修の実施 ・ヘルプマークの配布や公共交通機関へのステッカー掲示 ・障がい当事者の学校、企業等への派遣、講義 ・心のバリアフリー福祉読本の配布 ・地下鉄駅職員を対象とした研修の実施 など 	障がい当事者の講師派遣	

※CUD認証：カラーユニバーサルデザイン認証

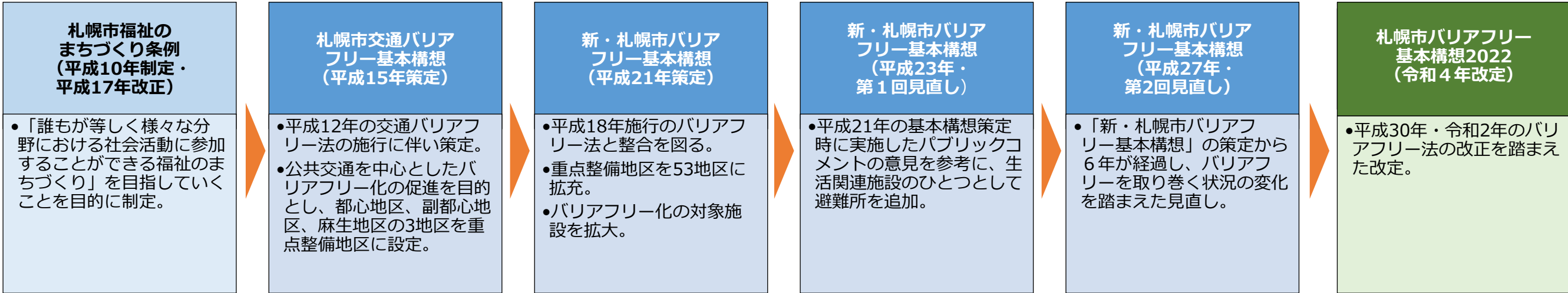
その他の事業（一部抜粋）

路面電車停留場	道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅や嵩上げやスロープ設置
民間建築物	効果的なバリアフリー化促進策を検討
年間を通じた移動経路の確保	地下通路や空中歩廊、エレベーターなどによる移動環境の改善
適切な情報提供	都心部のバリアフリーに関する 情報の提供方法 を検討

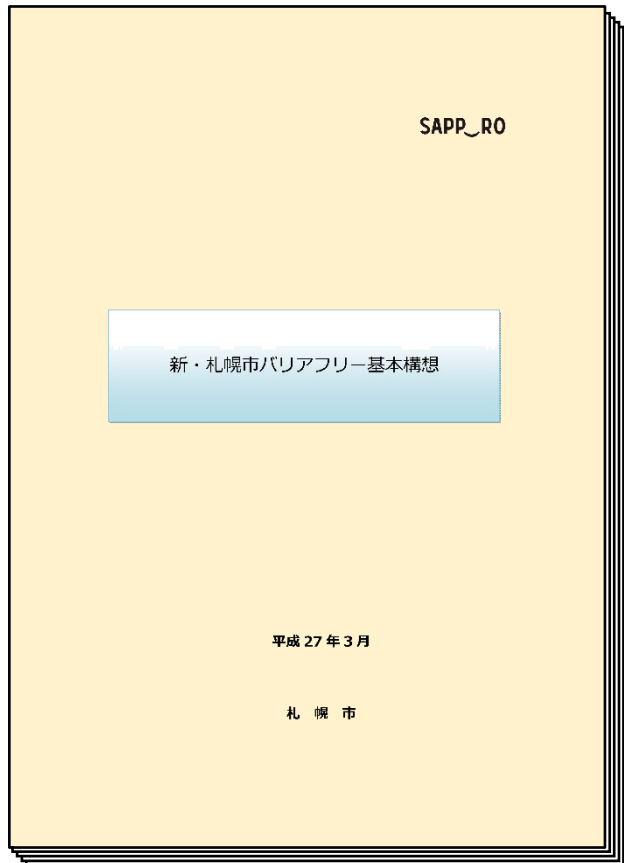
◆策定スケジュール



◆《参考》バリアフリー基本構想の策定経緯



新・札幌市バリアフリー基本構想（平成27年3月改定）



本編



概要版パンフレット

一部抜粋 ▶

2 バリアフリー整備の取組状況

札幌市が策定したバリアフリー基本構想の実現に向けて、それぞれの施設が「特定事業」を推進し、バリアフリー化を進めています。

重点整備地区の整備状況、重点整備地区の整備状況、重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

3 見直しのポイント

今回の基本構想の見直しポイントについて

1 生活関連施設の見直し

更新 適正化 拡充

2 整備目標及び進捗方策の見直し

平成27年の基本方針策定に合わせて、各事業の目標の改定や進捗の状況などを検討し、新たな目標を設定し、進捗状況を把握し、見直しを行います。

バリアフリー新法に調適する取組

重点整備地区 生活関連施設等の整備が促進される見込みで、バリアフリーに関する事業も、重点整備地区に集中して実施することを目指します。

生活関連施設 生活関連施設等の整備が促進される見込みで、バリアフリーに関する事業も、重点整備地区に集中して実施することを目指します。

特定事業計画 重点整備地区、各事業計画の進捗状況を把握し、進捗状況を把握し、見直しを行います。

II 重点整備地区と生活関連経路

1 重点整備地区の設定

重点整備地区とは、生活関連施設等の整備が促進される見込みで、バリアフリーに関する事業も、重点整備地区に集中して実施することを目指します。

重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

重点整備地区の整備状況

IV ユニバーサル社会の実現に向けて

1 取組の方向性

今後、生活関連施設等の整備が促進される見込みで、バリアフリーに関する事業も、重点整備地区に集中して実施することを目指します。

行政や関係機関との取組

住民や利用者の取組

ユニバーサル社会の実現

2 スパイラルアップ

バリアフリー化を進めるためには、行政や関係機関との取組が重要です。

行政や関係機関との取組

住民や利用者の取組

3 心のバリアフリー

高齢者が安心して生活できるように、生活関連施設等の整備が促進される見込みで、バリアフリーに関する事業も、重点整備地区に集中して実施することを目指します。

SAPPORO みなさんのご理解とご協力をお願いします

～思いやりのころを大切に～

ご近所の方への取組

ご近所の方への取組

ご近所の方への取組

ご近所の方への取組

お問い合わせ先

札幌市まちづくり局 総合交通計画部 交通計画課

〒060-0811 札幌市中央区南一条西五丁目

TEL. (011) 211-2275 FAX. (011) 218-5114